

認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 「認知症の人にやさしい船橋」を目指して、認知症への理解を深めるとともに認知症高齢者本人の気持ちに配慮した声かけや見守りを学び、徘徊高齢者を隣近所や地域で声かけ、見守り、保護していく仕組みを考え整備をすることを目的に、市民が参加し、学び、知ることができる船橋市認知症高齢者徘徊模擬訓練や各種認知症施策のPR等事業普及啓発事業等の企画運営を行うため、認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

(1) 第1条委員会の目的達成に必要と認められること。

(組織委員)

第3条 委員会の委員は、次の各団体等から推薦された者で組織する。

(1) 船橋在宅医療ひまわりネットワーク 認知症の人にやさしいまちづくり委員会

(2) 船橋市

(任期)

第4条 委員の任期は、任命を受けた日から、その年度の終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 この委員会に次に掲げる役員を置き、委員の互選により定める。

(1) 委員長1名

(2) 副委員長1名

(3) 監事2名

(役員職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、地域包括ケア推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。